

セーフティネット住宅登録制度 申請書類一覧

No.	申請書類	備考	
1	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書(規則別記様式第一号)	セーフティネット住宅情報提供システムに情報を入力して作成してください。	
	・別紙	宅地建物取引業の免許証番号、住宅宿泊管理業の登録番号又は賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号のいずれかを記載した場合、別添1及び2の全ての事項の記載が省略できます。	
	・別添1 役員名簿	申請者が法人の場合	
	・別添2 役員名簿	申請者が未成年である場合で、法定代理人が法人の場合	
	・別添3 住宅の規模並びに構造及び設備等		
	・別添4 住宅の規模並びに構造及び設備等(共同居住型賃貸住宅用)	共同居住用住宅(いわゆるシェアハウス)の場合	
	・別添5 入居を受け入れる住宅確保要配慮者の範囲等	住宅確保要配慮者専用住宅でない場合は、全ての項目にチェックをする必要があります。	
2	間取図	住宅の規模及び設備の概要を表示したもの。 セーフティネット住宅情報提供システム上に添付してください。	
3	誓約書	セーフティネット住宅情報提供システムで作成してください。	
4 (※1)	耐震性に係る以下の書類のいずれか		セーフティネット住宅情報提供システム上に添付してください。
	イ	耐震診断結果報告書	耐震診断結果報告書は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第1項に規定する基本方針のうち同条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項に基づいて建築士が行ったもの。
	ロ	建設住宅性能評価書	耐震等級の評価が等級1以上であることが記載された評価書の写し。
	ハ	既存住宅瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類	既存住宅瑕疵担保責任保険契約の写し。
	ニ	イ～ロのほか、住宅の耐震性に関する書類	添付する場合は、事前に登録受付窓口にご相談ください。
5	その他市長が必要と認める書類	登録通知等の連絡先に係る書類(※2)	

(※1)新耐震の建物でない場合は、提出が必要です。新耐震とは、昭和56年6月1日以降に新築の工事に着手したものを指します。

申請書に竣工年月のみ記載する場合において、建物が以下のいずれかに該当するときは新耐震の建物として取り扱います。

- 1～3階建てで昭和57年6月以降に竣工
- 4～9階建てで昭和58年6月以降に竣工
- 10～20階建てで昭和60年6月以降に竣工

(※2)No.5の登録通知等の連絡先に係る書類の参考様式は、大阪市ホームページよりダウンロードしてください。